

第8期 第3回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和4年3月22日（火）15：00～17：10

オンライン開催

次 第

- 1、開 会
- 2、議 題
 - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
 - (2) 各専門部会の取組について
 - (3) 障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて
 - (4) 障害者支援地域協議会からの報告
 - (5) その他（次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について）
- 3、閉 会

配布資料

- ①第3回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【資料1】日中サービス支援型グループホーム資料
- ④【資料2】各専門部会の取組
- ⑤【資料3-1】障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて
- ⑥【資料3-2】さいたま市障害者支援地域協議会設置運営要綱
- ⑦【資料3-3】要綱制定の経緯・解説
- ⑧【資料4】障害者支援地域協議会からの報告について
- ⑨【資料5】次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査（案）について

出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、加藤（シ）委員、加藤（美）委員、黒田委員
遅塚会長、遠山委員、長岡委員、三石委員、山川委員、山口委員

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、星野課長補佐、金澤係長、林係長、小林主査
高橋主任、丸山主任、上原主事、近藤主事
（障害政策課）増田課長補佐

地域協議会・・・（中央区障害者生活支援センター来夢）大須田氏
（南区障害者生活支援センターあみ〜ご）高橋氏
（岩槻区障害者生活支援センターささぼし）長岡氏

開 会

(事務局)

- ・開会
- ・出欠状況（出席 11 名、欠席 0 名）（過半数出席のため会議成立）
- ・会議の公開について
- ・課長挨拶
- ・資料確認
- ・傍聴許可（9 名）

議題 1

(遅塚会長)

それでは、ここから議事に入らせていただきます。

まず、本日の議題 1「日中サービス支援型グループホームについて」ですが、事務局に説明をお願いしたいと思います。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例
第 7 条第 3 号に規定された特定の法人に関する情報及び
法人を特定することができる情報を審議するため、
会議録を非公開と致します。

議題 2

(事務局)

はい、議題 2「各専門部会の取組について」ご説明いたします。

【地域生活支援部会】

まず、資料 2-1「地域生活支援部会」をご覧ください。

令和 3 年度第 1 回の地域生活支援部会は、アウトリーチ事業について協議を行いました。また、地域移行・地域定着支援連絡会議について報告がありました。

はじめに、アウトリーチモデル事業についてですが、資料の図のとおり、保健・医療・福祉等の関係機関による多職種チームが対象者への訪問支援を行う事業内容になっております。

まず、令和 1～2 年度のモデル事業の実績を報告し、続いて令和 3 年度の事業運営について協議しました。令和 3 年度は見沼区と緑区において事業を継続するほか、北区と南区での拡大を進めました。

次に、地域移行・地域定着支援連絡会議についてですが、市内 6 病院に対し、新型コロナウイルスの影響などのアンケートを実施したとの報告がなされました。また、ピアサポーターの活動についても報告がなされました。

続いて、第 2 回の地域生活支援部会は、第 1 回に続いてアウトリーチ事業の実施経過について報告しました。また、ピアサポーターの活動報告がなされました。アウトリーチ事業につきましては、昨年度の見沼区と緑区に続き、新たに北区と南区で事業を開始しました。ピアサポーターにつきましては、毎月定例の研修会を開催したほか、退院支援 OB 会、ピアサポーター養成講座を開催しました。

来年度につきましては、アウトリーチ事業について、市全域での実施を目指し、年 2 区ずつ支援区を拡大し、困難事例に対する技術支援の一環として事業を導入し、民間支援機関（医療機関・訪問看護ステーション・障害者生活支援センター）との協働のシステムを維持し、地区ごとの特性を踏まえた継続可能な支援体制の整備をするといった取り組みを進めてまいります。

また最後になりますが、地域生活支援部会の名称について、どんな議論をしているのか分かりづらいとの声をいただいております。近年話し合われている実態に合わせ、「精神保健福祉部会」という名称へ変更することを予定しております。地域生活支援部会からの報告は以上です。

【障害者虐待防止部会】

続いて、資料 2-2「障害者虐待防止部会」をご覧ください。

今年度は、「緊急一時保護等事業」の活用方法の検討と、「さいたま市障害者相談支援指針」

の改訂に関する報告を行いました。

「緊急一時保護等事業」については、1回目の部会で、「虐待予防としての体験利用」、「親元等からの自立としての体験利用」の対象者を検討するため、区役所支援課が把握している事例について共有いたしました。

2回目の部会では、「緊急一時保護等事業」を活用して同居家族による虐待や不適切な対応の発生を予防することを目的とし、障害者生活支援センターに抽出していただいた「これまでの支援の経緯から、虐待を受ける恐れがある事例」や「過去に虐待があったが、現在は家族と同居しており見守り中の事例」を共有いたしました。障害者相談支援指針の一部改訂については、スケジュール等の報告を行い、「緊急一時保護等事業の拡大による修正案」と「厚生労働省の手引きの変更による修正案」を提示いたしました。

来年度は、緊急一時保護等事業の活用方法や事例を踏まえ、改訂するさいたま市障害者相談支援指針の具体的な記載等について検討を進めてまいりたいと考えております。障害者虐待防止部会からの報告は以上です。

【相談支援部会】

続いて、資料2-3「相談支援部会」をご覧ください。

令和3年度第1回の相談支援部会においては、「1 地域生活支援拠点について」、「2 岩槻区地域部会からの意見について」、「3 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について」、「4 さいたま市障害者緊急一時保護等事業に関するアンケート結果について」検討を行いました。

続いて第2回の相談支援部会においては、「1 今年度の活動について」、「2 地域生活支援拠点について」、「3 地域協議会及び基幹相談支援センターについて」、「4 相談支援について」、「5 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について」検討を行いました。また、年間を通して、地域生活支援拠点事業実施要綱の運用方法について話し合いを続けました。

なお、地域協議会の要綱を制定し、南区と浦和区においては基幹相談支援センターと地域協議会を新設することができました。来年度は、地域生活支援拠点事業実施要綱の運用について、相談支援部会に図った案で進めてまいりたいと考えております。また、桜区に基幹相談支援センター及び地域協議会を設置し、児童期を含めた相談支援についての実態把握も進めたいと考えております。

相談支援部会からの報告は以上です。

【子ども部会】

続いて、資料2-4「子ども部会」をご覧ください。

今年度は、医療的ケア児実態調査結果について意見交換等を行い、その調査結果についてはさいたま市の医療的ケア児の現状について広く関心を持っていただくきっかけとするこ

と等を目的として、第2回部会終了後に市ホームページへ公表いたしました。

また、同じく第2回部会終了後、調査結果報告書とその概要版を本調査に御協力いただいた各特別支援学校と調査対象者の保護者等へ配布しました。来年度は、医療的ケア児実態調査結果を踏まえ、「医療的ケア児等コーディネーター配置についての整理と周知」と「一時的な預け先や送迎支援の実態についての整理と共有」について協議をしております。

議題2、「各専門部会の取組について」のご説明は以上です。

(遅塚会長)

それではただいまの報告に関しましてご意見ご質問等あれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

また後で、思いついた時にも自由に受けますので、議題3に移ります。

それでは「障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて」、事務局に説明をお願いしたいと思います。

議題3

(事務局)

はい、それでは議題3「障害者支援地域協議会、基幹相談支援センターについて」ご説明いたします。資料3-1、2ページをご覧ください。

まず、基幹相談支援センターの設置状況をご報告します。令和2年度までに中央区・南区・岩槻区に設置済みでしたが、令和3年10月に浦和区に設置することができました。今回初めて、障害者生活支援センターが身体・知的と精神とに分かれている区での設置となりましたが、精神障害の支援センターである「浦和区障害者生活支援センターやどかり」と委託契約を結ばせていただきました。

続いて、地域協議会の設置状況です。令和2年度までに中央区と岩槻区に設置済みでしたが、令和4年1月に南区、2月に浦和区に設置することができました。

続いて、3ページをご覧ください。地域協議会設置運営要綱についてご説明します。これまでの話合いの経緯ですが、支援課長会議、2回の支援課障害福祉係長会議、2回の地域自立支援協議会情報交換会にて、関係者と協議をさせていただきました。それらの協議を経て、令和4年2月2日に要綱を施行いたしました。要綱は別添の資料3-2と3-3にございますのでご参照ください。

続いて、4ページをご覧ください。これまでの話合いで主に議論になった点を中心に、要綱の主な特徴を記載しました。

まず、第1条で地域自立支援協議会と目的の共有をしていること。次に、第3条で地域協議会から地域自立支援協議会への活動内容の報告を明記したこと。次に、第5条で、役員については各地域協議会で定めるようにしたこと。次に、第8条で地域協議会の詳細、例えば

運営要領等を、各地域協議会で定めることを可能にしたこと等です。細かいことまで取り決めた要綱ではございませんので、詳細は各地域協議会で必要に応じてご検討いただければと考えております。また、資料3-3のとおり、要綱の他に「要綱制定の経緯・解説」を作成して、条文を補足しております。

最後に、5ページをご覧ください。来年度の予定をご説明いたします。計画では、令和4年度は基幹相談支援センター、地域協議会のいずれも新たに1区ずつ設置することになっております。来年度につきましては、地域協議会の準備が進んでいる桜区に基幹相談支援センターを設置し、引き続き地域協議会の設置を進めてまいります。また、桜区での基幹相談支援センターにつきましては、障害者生活支援センター運営業務の履行期間と終期を合わせて、令和4年4月15日から令和7年3月31日までの複数年契約を考えております。

議題3「障害者支援地域協議会、基幹相談支援センターについて」の説明は以上です。

(遅塚会長)

それではただいまの事務局のご説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

地域部会の名称変更が一番大きな部分かもしれません。略称で地域協議会ですね。市の位置付けでは、この地域自立支援協議会とは別の機関として整理せざるを得ない事情があったようですが、実質的には地域での話し合いの内容を地域自立支援協議会に上げる仕組みは整備されているということかと思えます。

この話につきましては相談支援部会でも大分話し合いを重ねております。色々と分かりづらい点もありますが、具体的に始めてしまってから、その中で問題解決をしていくしかないのではないかという意見が出ている状況です。個人的にも、今のご説明をもとにして進めていきながら、今度は進め方について課題が抽出できれば良いかなと思っています。

これについても、追加のご質問ご意見は受けますので、次の議題に進めたいと思います。

それでは、議題4に移ります。「障害者支援地域協議会からの報告」について事務局に説明をお願いしたいと思います。

議題4

(事務局)

それでは、議題4「障害者支援地域協議会からの報告について」をご説明いたします。

資料は4-1から4-6をご覧ください。4-1は私から地域協議会の報告について概要をお話しさせていただきます。4-2は中央区の活動報告、4-3は浦和区の活動報告、4-4は南区の活動報告、4-5は岩槻区の活動報告、4-6は4区分をまとめた活動報告です。

まず4-1をご覧ください。この後、障害者支援地域協議会から代表者に活動報告をして

いただきますが、それに先立ち、報告のあり方について、私からご説明させていただきます。

まず、地域協議会の設置予定ですが、令和7年度の10区設置を目指し、毎年増えていくこととなります。地域協議会が増えるに従い、地域自立支援協議会の限られた時間で全ての区から報告いただくことが難しくなってきます。

そこで、各区の地域協議会と地域自立支援協議会の間に、連絡会議をはさみ、そちらで報告を集約させていただきます。連絡会議では幹事となる基幹相談支援センターに意見集約を行ってまいります。幹事は、コーディネーター連絡会議の事務局である中央区基幹相談支援センターと持ち回りの基幹相談支援センターの2区で担っていただきたいと考えております。

今年度につきましても、既に地域協議会が先行する中央区、浦和区、南区、岩槻区の4区分の取りまとめをしていただいておりますので、この後代表者から報告していただきます。私からの説明は以上です。

(中央区障害者生活支援センター来夢)

中央区障害者生活支援センターの大須田です。

地域協議会からのご報告の前に、経緯について簡単に触れさせていただきます。

今回、障害支援課から4区の報告方法についてご提案がありましたが、4区の報告を1つにまとめるという点については、各区の地域協議会ではまだ承認を経えていなかったという状況があります。そのため、3月10日に4区の地域協議会の事務局を担っている支援課、障害者生活支援センターの担当者で話し合いの場を設け、報告の取りまとめ方と各区の地域協議会の取り組みについて意見交換を行いました。そちらの資料は本日配布されていないようなので、そこで出された意見について簡単に報告をさせていただきます。

地域協議会は、各区の特性やネットワークを基に、障害のある人や事業所の実態、地域課題を明らかにする役割を担っていること、地域の特性を生かし、ワーキングや意見交換、アンケート調査、学習会など多様な取り組みが進められていることを確認し合いました。

その上で、区の地域協議会の報告について資料の量や報告内容等が制約されると、区の活動のモチベーションが維持できなくなることに繋がりがねないという意見が出されました。

また、新年度は地域協議会が5区に増設するため、支援課、支援センターが一堂に会して、地域協議会の進め方や報告の方法を障害支援課と共に議論をしたいという意見や、今後、取りまとめる仕組みは障害支援課が中心となるべきではないかという意見等も率直に出されております。

先ほど資料4-1で提案された、今後は基幹相談支援センターが取りまとめるという点についても、各区では支援課との共同で地域協議会が運営されていますので、ぜひ現場の意見を踏まえてその都度議論をしながら、各区の地域協議会の活動を把握する仕組みを整えていきたいと4区では議論されております。

前置きは以上ですが、そのことを踏まえ、今回は各区の活動内容を7つのテーマにまとめ

て報告いたします。また、本日は岩槻区障害者生活支援センター、南区障害者生活支援センターの方にも一緒にご報告していただきます。お手元の資料4-6をご覧ください。

【1、地域生活支援拠点】

市全体で具体化に関わる議論が進んでおらず、区レベルで学習会などを実施している岩槻区でも、まだ関係機関の認知度が低いということです。また障害当事者や家族の実態把握のアンケートの実施、緊急になる前に必要な支援の在り方等の検討を始めている区もあります。区のばらつきが生じないように、市が中心となって実態把握や必要な取り組みの提起等を進める必要があると考えます。

【2、家族の介護負担・「8050問題」】

「1、地域生活支援拠点」とも重なりますが、各区で取り組んでいるつながり支援や8050問題の実態把握を、やはり全市的に取り組む必要があると考えます。

【3、相談支援専門員の不足】

相談員の業務の逼迫、セルフプランの増加など、目に見えた形で影響が出てきています。

また、県の相談支援専門員養成研修が希望者多数で受けられないため、事業を縮小するという事業所も出てきており深刻化が増しています。残念ながら、研修を受講しても相談支援に従事しない事例もあります。指定特定相談事業所の運営の厳しさはどの区でも出されているため、初任者研修の市での取りまとめの仕組みやさいたま市独自の研修の実施を具体化する検討の場、政令市の相談体制の実態把握なども必要だと考えます。

【4、人材育成の取り組み】

市内にグループホームが急増し、ヘルパー等の個別支援のニーズも高まる中で、岩槻区では世話人研修会などに取り組まれています。区単体ではなく全市的な課題として、人材育成に関する検討をする場が必要だと考えます。

【5、障害児の支援・連携】

子供期の支援が重要であり、成人期にも繋がる課題だと捉え、各区にワーキングや児童部会が設置され検討しております。特に教育機関との連携の課題がテーマとなっており、市レベルで連携を図る取り組みが必要だと考えます。

【6、ヘルパーの利用希望への対応】

市全体でヘルパー不足が深刻になっており、特に通学通所や移動支援のニーズに応えられない実態が出てきているため、ニーズへの対応について、市全体で検討する場が必要だと考えます。

【7、新型コロナウイルス感染予防】

区ごとにコロナや災害などをテーマとした学習に取り組んでいますが、障害のある人や家族の抱えている課題、良かった取組など、全市でも情報共有の場が必要だと考えます。

報告の概要は以上ですが、岩槻区と南区の取組や地域課題について、補足をお願いしたいと思います。

(岩槻区障害者生活支援センターささぼし)

こんにちは、岩槻区障害者生活支援センターささぼしの長岡です。

岩槻区は今年度2回、地域協議会を実施しております。活動については別紙のとおりです。地域生活支援拠点についての話し合いでは、これからは顔の見える関係ということだけではなく、協力して実践をする関係に発展していくのかなという意見がありました。行政機関の方からも、顔の見える関係を行政の業務に活かすことができているという声をいただきました。現場からすると、市の地域自立支援協議会との繋がりを非常に意識することができて、地域のリーダーが育っているなという実感を持っておりますので、ここにいる皆さんに大変感謝したいと考えております。

今後、拠点に関しては、やはり加算があるからということではなく、現場が困った人を何とかしたいという思いで繋がり、支えていけるような仕組みにしていきたいという共通の思いがあります。ぜひそうしたところを踏まえて、ボトムアップで議論していただけるようお願いできればと思っております。岩槻区からは以上です。

(南区障害者生活支援センターあみ〜ご)

南区障害者生活支援センターあみ〜ごの高橋と申します。

先ほどの大須田さんからのご説明に加えて、南区から出たご意見等を補足させていただきますと思います。

【3、相談支援専門員の不足（南区補足）】

相談員が不足しており、支援が必要な人に、必要な支援が行き届いていないという現状があります。必要な相談支援専門員を市内で配置できる体制づくりが必要なのではないかという意見や、受講された方が相談員として配置されていないような状態があることから、初任者研修や現任研修の在り方の見直しがあると良いのではないかという意見が出ています。

また、1人当たりの相談員が担当できる利用者数は90人くらいが限界ですが、指定特定相談支援事業所単独でやっていくとすると、その倍ぐらひは受けていかないと運営が成り立たない厳しさもあるというところで、運営の課題に関する検討も必要ではないかという意見が南区では出ています。

【6、ヘルパーの利用希望への対応（南区補足）】

どこかに通所した後の過ごし方や移動支援の利用の仕方について、自宅発着など色々な制限があり身体の方がなかなか利用できていないことや、グループ支援は通学通所以外の利用ができないことなど、利用したい人が利用できないという現状があります。また、通院等介助では院内介助が認められていないため、支給決定を受けていても利用できない方が多くいます。このようなことから、利用者のニーズの把握調査ができれば良いのではないかという意見が出ています。移動支援や通院等介助の要件緩和についても、検討もできると良いのではないかという意見もあります。南区からは以上です。

（遅塚会長）

お忙しいところ、ご説明ありがとうございました。

各区からのご意見が上がってきておりますので意見交換をしたいと思います。大須田さんから、取りまとめ方法についても今回の方法で固定せずに検討したらいかかかというお話があったかと思えます。

個人的に、取りまとめの方法については、各地域協議会の取りまとめの話だけではないと思います。地域生活支援拠点の話や基幹相談支援センターの話などもありますので、10区に整備される前に、今の段階で大須田さんのおっしゃるとおり、しっかり話し合いをして在り方を決めていくことが必要かなと感じております。しっかりした組織になっていないと意見の集約が上手くできないでしょうし、逆に無駄な組織を作ってしまうといけないですから、合理的に進める必要があります。

例えば、私はコーディネーター連絡会議を委託相談支援事業所の連絡会のような意味合いで捉えていますけれども、この機能も含めて、在り方については検討する必要があるかなと考えています。

取りまとめの在り方に加えて、報告に挙げられている7つのテーマについて、フリーに意見交換したいと思います。いかがでございますか。

（内田委員）

かつて東松山市で障害者の計画が作られた際、国に望むもの、県に望むもの、市に望むもの等を調べていました。今回の資料を事業者側から見ると、この事業を本気でやったら絶対に赤字になるのが分かります。そもそも報酬体系の問題でもありますし。例えばヘルパーの事業は非常に過酷で、365日24時間対応で働く現場のわりに収益がない。

これは全国的な問題なのかどうか分からないですが、私がさいたま市に来て非常に感じた部分としては、さいたま市は人口が多い割に事業所が少なく、事業所の規模も小さいというところでは。

障害のある人が生活するには、昼間だけの対応では駄目ですね。昼も夜も土日もある、

24時間365日で生活が成り立っています。東松山市にいた時にも、やはり在宅時の家族の負担が非常に大きいことから、レスパイトサービスを始めました。ところがさいたま市では、日中を維持するだけで精一杯だという事業所が結構あります。土日に余暇支援で、移動支援をすることもできなくはないですけど、他に行動援護などが入ってくるとなかなか厳しくなってしまうですね。ですから移動支援も、支給決定がされていても事業所は使えないでしょうね。

これはある意味、さいたま市の特有の課題かもしれないですね。そこを整理していくにしても、そう簡単に国が報酬体系を変えることはないですよ。むしろローカルルールをやめようというようなスタンスだと思います。利用者側からすると使い勝手が悪い部分がありますが、それをローカルルールでOKとすると国からストップがかかる。公的なお金で実施するわけですから自由にはできないですよ。

ですから、整理の仕方が重要かと思います。そもそも制度設計自体に課題があるのか、さいたま市特有の課題なのか、様々な理由があるわけですからね。

さいたま市にお金があるのかどうかは分かりませんが、国が報酬等を変えないのであればさいたま市単独で考えると、何かしら手を打たないとこれ以上進まないですよ。

この資料からも、例えば相談は委託でやらないと厳しいとか、おそらく土日に利用者が多いからヘルパーが足りなくなってくるとか、男性のヘルパーが意外と少ないから同性介助を徹底することが難しいとか、色々なことが見えます。

やはり事業者からすると、経営的にも労働環境的にもかなり厳しくなるだろうなという予測ができます。それから、日中活動系サービスを利用している方の保護者が高齢になり、介護力が落ちた場合の問題。保護者が元気なうちは、行動障害や重症心身の方も親が外に連れて行けたけれど、段々と子供を連れて外出が厳しくなるという話もよくあります。

これだけ課題が多いと、すぐに全部解決することはできないですけど、同じような課題はずっと前からありますよね。ですから1つでも2つでも解決できたところなんです。ただ、行政の役割もありますが、実際現場がどうしていくかという部分が非常に大きいんです。この場はただの協議会ですから、協議会に投げておくのではなく現場が本気になった方が効果はあると思います。

課題ばかりが山積みになってしまうから、整理の仕方を工夫していく必要があるかと思っています。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

各区からの報告の中でも、区で取り組む課題と市全体の課題は整理されているけれど、内田委員ご指摘のように、市としても、そう言われてもベースが国の制度だから難しい等はあるわけなので、そのあたりもしっかり整理をしていかないといけないですね。

今回の資料では、結構市でできることを挙げていただいています、確かにホームヘルパ

一の話等、市単独で事業化して欲しいという要望、或いは国に要望して欲しいという話になる部分も混在しているとは思いますが。

地域自立支援協議会から回答するという事ではないと思いますが、これは市全体の課題として考えるべきものであるからお願いしますと、市にお願いする立場として、この地域自立支援協議会である程度整理をしていく必要があります。全ての課題が同じ重さというわけでもないでしょうから、もう少し強調する部分等も考えていけると良いかと思えます。

(長岡委員)

事務局の資料4-1イメージ図について質問があります。

まず、連絡会議の説明をもう一度していただきたいです。この図では障害支援課がどこで絡むのかが見えないですね。連絡会議の中か地域自立支援協議会の中にいるということでしょうか。感覚的には、地域自立支援協議会の事務局が障害支援課であると思うのですが、そのあたりの説明をお願いします。

(事務局)

資料4-1イメージ図についての補足でございます。

長岡委員からはお話が2点あったかと思えます。1つ目は連絡会議の在り方について、2つ目は障害支援課の関わり方についてです。

1つ目についてですが、まず第2回地域自立支援協議会で運営会議と仮称して資料を出させていただいたところ、連絡会議という名称が良いのではないかというご意見を賜ったため、今回は連絡会議として資料を作成いたしました。連絡会議の在り方については、障害支援課で議題を制限してしまうことが望ましくないという説明をさせていただいたかと思えます。

2つ目の御質問にも重なりますが、前回の地域自立支援協議会でも、最初から障害支援課が参加していると、何か恣意的な意見を差し挟んでいるように感じられる可能性もあるとご説明しました。そのため、まずは各区地域協議会の担い手の方々に地域自立支援協議会に報告する議題を調整していただいて、調整がつきそうなあたりから障害支援課も連絡会議の中に入っていくこととなります。補足は以上でございます。

(遅塚会長)

各地域協議会から出た意見が10区バラバラでは取り扱えないので市全体の課題を集約する作業が必要ですが、それを障害支援課主催で行うと、受ける立場と意見する立場が混同してしまうという話をしたのは私であったかと思えます。

ただ先ほどの大須田さんのお話のとおり、今後基幹相談支援センター10区、地域生活支援拠点10区、地域協議会10区、障害者生活支援センター10区となる時に備えて、意見集約の機能だけではなく、関係を整理しなければいけないことは間違いないので、障害支援課

の関わり方も含めて相談した方が良いかと思えます。

関係を後から変更するのは非常に大変ですから、現時点で地域協議会ができて5区の当事者が集まって話し合いをしてはどうかと個人的な感覚では思っています。

すみません、長岡委員いかがでしょうか。

(長岡委員)

地域協議会の事務局の取りまとめが連絡会議のような位置付けになるのかなという気がしているのですが、地域協議会の事務局が地域自立支援協議会にストレートにあげるのではなく、連絡会議の内容がある程度まとまった段階で障害支援課が絡んでいくということではよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。今回であれば4区の地域協議会ですが、4区の地域協議会によるテーマの検討を経た上で、障害支援課が絡んでいくという形で試行錯誤している状況でございます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。長岡委員のご質問に対しては、イエスに近いお答えかと思えます。

(長岡委員)

そうなると、連絡会議では地域協議会の事務局と地域自立支援協議会の事務局とのすり合わせをするように見えますね。個人的にはその方がスムーズなのかなという気がしますが、障害支援課の名前が出るか出ないかで少し見方が変わります。相談支援部会等で協議していかなければいけないのかもしれないですけど、そこについては整理しても良いのではないかという気がしました。

また、内田委員がおっしゃるとおり、以前からの課題で全然解決しておらず、国に要望するべきものも当然あると思います。さらに、私の経験では災害やコロナ等、様々な部署に跨っているような案件はなかなか行政に取り上げてもらえない印象があります。そのような扱いづらい案件が地域の声としてあがってきても、本協議会でどのように話し合われるのかイメージできていないので、事務局同士のすり合わせを丁寧にやっていただくことは非常に大切なのではないかという気がします。

もう一つ、コーディネーター連絡会議についてです。資料4-1には「コーディネーター連絡会議の事務局である中央区基幹相談支援センター」という表現が出ていますが、イメージ図にはコーディネーター連絡会議が入っていないですね。今後、地域協議会や顔の見えるネットワーク会議、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点が出来ていく中で、コーディネーター連絡会議の機能は非常に重要になるかもしれないので、その整理をしておく方が良いかと思えます。

コーディネーターの集まりなのか相談支援事業所の集まりなのかによって見え方がかなり変わってくると思います。コーディネーター連絡会議というと何かの団体のようにも見えますから、相談支援事業所の団体だと分かるような名称の方が良いのかなとも思いますし。コーディネーター連絡会議の活動として、専門性を高めたりネットワークを作ったりすることに加えて、市のシステムを作ったり運営したりすることに絡むような活動についても検討していただくと良いと思います。

最後に、各区地域協議会から一生懸命出された報告にどのように答えていくかということについてです。地域自立支援協議会だけで答えを出していくのかどうかも分らないですが、地域協議会から地域自立支援協議会に提出するということは、市に提出したというイメージかと思います。地域協議会から提出されたものに対し、さいたま市はどういう流れで対応していくのかということについても、何か大まかにでも示していただくと良いのかなという気がしています。

(遅塚会長)

ありがとうございます。1つ目の意見の集約について、意見される側でもある市が主体的に関わっていくことに私は少し抵抗があったのですが、長岡委員のご意見としては、市と地域は対立関係にあるわけではなく一緒に課題を解決していくわけですから、取りまとめの段階から事務局という位置付けである程度一緒に進めた方がスムーズに進むのではないかということでした。

それから、今後様々な機能を検討していく中で、コーディネーター連絡会議の位置付けも含めて考えていかなければいけないということでした。現行のコーディネーター連絡会議は、名称からも誤解を受けやすい部分もありますし。

最後に、イメージ図では地域自立支援協議会が終点になっていますが、当然その次に市としてはどう考えるのかという部分がくるはずなので、そのあたりの流れはどうなるのでしょうかという確認であったかと思います。

これらの問題提起は非常に幅広いテーマで難しいかもしれませんが、事務局からもご意見をいただければ有難いと思います。

(事務局)

コーディネーター連絡会議の位置付けについては、さいたま市が公開している地域自立支援協議会の過去の資料の中に記録が残っています。資料を見ると、コーディネーター連絡会議、地域自立支援協議会、障害者政策委員会が繋がって検討されているという議論の積み上げがなされています。当時は、指定特定の相談支援事業所という概念ではなく、10区の障害者生活支援センターが一般相談をしていくという方針であったと記憶しております。

現在、相談支援の担い手が障害者生活支援センターだけではなく、指定特定の相談支援事業所も含まれている状況の中で、地域自立支援協議会や障害者政策委員会等との繋がりがや

位置付けはどのようになるのか、非常に裾野の広い難しい議論かと思えます。コーディネーター連絡会議がどのような位置付けで再整備されていくのかということについては、主に相談支援部会の中で取り組んでいければと考えております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。イメージ図では地域自立支援協議会が終点となってしまっているという長岡委員の最後のご指摘についてはいかがでしょうか。

(事務局)

はい、さいたま市の障害者総合支援計画は、さいたま市、地域自立支援協議会、障害者政策委員会、市民会議等が繋がっているようなイメージで作成されているかと思えます。

今回の資料4-1では確かに地域自立支援協議会が終点になっていますけれども、その後のアウトプットの場としては、障害者総合支援計画に掲載されている体制を踏まえて、地域自立支援協議会が終点であると思えないような検討や整備が今後必要になってくるのではないかと考えております。

ただ、それについては、相談支援事業所も一般相談支援だけではなくて指定特定相談のみを行う事業所ができていているという現状を踏まえて、再整理される必要はあるのかなと考えております。

非常に裾野の広い整理ですので、できる範囲から実現について検討していきたいと考えております。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

イメージ図では、連絡会議から報告・提案を受け、地域自立支援協議会から検討結果を返すことになっており、当然市も関わる部分ですので、イメージ図は少し考え直すということかと思えます。

7つのテーマはどれも非常に大事なテーマなのですが、時間の関係もあるのでここで一度議論を切らせていただきたいと思います。もし可能であれば、この後はメール等でやりとりをさせていただければ嬉しいなと思うのですがよろしいですか。地域自立支援協議会としての受けとめの検討としては、今の時間だけでは余りに不足しているのですが、ずっと会議をしているわけにもいきませんから、仕切り直して委員の皆様方に意見照会等をさせていただけるとよろしいかと思えます。事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

承知しました。

(遅塚会長)

時間の関係がありますので、顔を見ながらの意見交換ができずに申し訳ございませんが、そのような形で継続させていただければと思います。

よろしいでしょうか。これで決められた議事は以上となりますが、その他「次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について」、事務局に説明をお願いしたいと思います。

その他

(事務局)

さいたま市障害者政策委員会の事務局を務めております障害政策課の増田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、「次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について」、ご説明させていただきます。

まず、こちらのアンケートについてですが、本アンケートはタイトルにもございますように、障害者総合支援計画策定の際、策定の前年度に実施しているものでございます。現在の計画が令和2年度から5年度までの3年間の計画になりまして、次期計画が令和6年度からなることから、令和4年度にアンケートを実施し、令和5年度中に計画を確定し、令和6年度から計画に則ってさいたま市の障害者施策や事業を実施するものとなっております。

アンケートの内容や実施方法、障害者総合支援計画策定のプロセスにおきましては、「さいたま市障害者政策委員会」及び「さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議」において、障害当事者の皆様やそのご家族、有識者、市民の皆様からご意見をいただき、ご協議いただいているものでございます。

本日は、令和4年1月17日に開催いたしました第2回政策委員会及び、3月14日に開催いたしました第3回政策委員会においてご協議いただきました内容についてご報告させていただきます。

それではお手元の、資料5「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査(案)について」をご覧ください。

まず、「1 調査の目的」でございしますが、先ほどの説明と重複しておりますので割愛させていただきます。

続きまして、「2 調査の概要(予定)」でございしますが、アンケート調査の実施時期につきましては、令和4年10月頃に対象者に調査票を配布いたしまして、調査期間は1か月程度と考えております。配布数につきましては、令和元年度の前回調査と同様、全部で6,500部程度を予定しております。

次に、アンケートの配付及び回収方法でございしますが、前回同様、対象者に郵送で配布するほか、病院や当事者団体等へ直接配布させていただきたいと考えております。アンケートに同封いたします返信用の封筒をご活用いただき、回収をしたいと考えております。

続きまして、「3 配布・周知方法」の「(1)点字版等調査票の配付方法」でございますが、視覚障害者には、調査票を郵送配布する際に、点字版調査票を各区支援課、障害政策課に用意していること、及び希望者には電子データを電子メールで送付できることを通知文で案内いたします。また、点字版、音声版の通知文についても同封する予定でございます。

「(2)窓口対応」についてですが、各区支援課に調査票の見本、閲覧・貸し出し用点字版調査票を配布するほか、調査票内容に関する問い合わせや代筆代読等記入の補助などの支援を行う予定でございます。

続いて、「(3)周知」については、市報さいたま 10月号に実施を掲載するほか、障害者団体や事業所に周知し、協力を呼びかけることといたします。

「4 今後のスケジュール (予定)」については、令和4年度の5～6月頃に予定している政策委員会の委員で構成いただくワーキンググループ等でご意見をいただきながら、アンケート項目等の具体的な検討方法についての作業を進めてまいります。

令和4年7月に予定している第4回の障害者政策委員会においてアンケート(案)をお示しし、ご意見を反映させたくうえで内容を確定し、10月頃に対象者の方に調査票の配布を予定しております。

集計結果につきましては、12月頃に回答を単純集計した「集計結果速報概要版」を作成し、第5回の障害者政策委員会でご報告させていただき予定でございます。最終的な「結果報告書」は、第6回の障害者政策委員会でご報告させていただき予定となっております。

続きまして、アンケート調査対象等でございますが、資料の2ページ「5 調査対象者等(案)」となっております。こちらにつきましては、今年度開催した第2回及び第3回政策委員会でもご意見を頂戴いたしましたが、来年度に実施するワーキンググループ及び政策委員会でもご協議いただき、ご意見を反映させ修正を行ってまいります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思いますが、今後変更となる場合もございますのでご了承ください。

第2回及び第3回政策委員会でも様々なご意見をいただきました。例えば、障害種別ごとで抽出割合に偏りがあるといったご意見をいただきましたので、各障害とも抽出割合を総数の7.5%として均等化を図る予定です。また、手帳未取得者が多いと見込まれる発達障害や高次脳機能障害の方への調査の仕方などについてもご意見を頂戴しました。

そういったご意見を踏まえまして、調査対象者ではなく、アンケート調査票を工夫するなど、なるべく多くのお声を計画に反映させられる方法がないものと検討しているところでございます。今後につきましても、障害者政策委員会でご協議いただいた内容について、自立支援協議会でご報告させていただきたいと考えております。報告は以上です。

(遅塚会長)

どうもありがとうございました。

ご存知のようにさいたま市の場合には、「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」

という本来別々の計画を、「障害者総合支援計画」で一本化されております。「障害福祉計画」の部分については地域自立支援協議会が関わるというような立て付けになっておりますので、このような形でご報告いただいたということになります。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。大丈夫でしょうか。しっかりと前に進むための計画でございますので、興味を持って関わっていきたいと思います。

それでは、本日の議事は以上です。

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

今年度の協議会は、今回で終了となります。委員の任期は2年間となっておりますので、人事異動等がない限りは、来年度も同じメンバーで協議を進めていくこととなりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、来年度のスケジュールは、後日ご連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

閉 会

(遅塚会長)

それでは以上をもちまして、第3回さいたま市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。皆様におかれましては会の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

十分な意見交換ができない部分もありましたので、メール等で補えればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

人事異動によっては、もしかすると今日が最後となる委員さんもいらっしゃるかもしれません。1年間どうもありがとうございました。それでは閉会といたします。